

工学院大学公的研究費内部監査実施細則

(制定：平成 25 年 5 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、学校法人工学院大学内部監査規程第 3 条第 3 号に定める公的研究費監査について必要事項を定める。

(対象)

第 2 条 この細則の対象となる公的研究費は、「工学院大学における公的研究費の管理・監査の体制に関する規程」第 2 条に定める文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした次の研究資金をいう。

- (1) 科学研究費助成事業
- (2) 省庁、省庁所轄の独立行政法人の受託研究費（文部科学省、独立行政法人科学技術振興機構（JST）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等の受託研究費
- (3) 各省庁、省庁所轄の独立行政法人の助成金
- (4) 文部科学省・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（各研究センター）
- (5) 前各号に定めるもののほか、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究資金

(監査区分)

第 3 条 公的研究費に係る内部監査は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 科学研究費助成事業の通常監査（以下「科研費通常監査」という。）
- (2) 科学研究費助成事業の特別監査（以下「科研費特別監査」という。）
- (3) 科学研究費助成事業を除く公的研究費の監査（以下「公的研究費監査」という。）
- (4) 公的研究費の運営・管理体制の監査（以下「部局等監査」という。）
- (5) 公的研究費リスクアプローチ監査（以下「リスクアプローチ監査」という。）
- (6) 理事長の命により実施する臨時監査（以下「臨時監査」という。）

(監査対象及び方法)

第 4 条 前条に定める内部監査は、毎年度、内部監査室が定期的に次の各号のとおり実施する。

- (1) 科研費通常監査
工学院大学において、科学研究費助成事業の交付を受けている研究種目から、研究課題数の概ね 10%以上を対象として、各種申請書、帳簿類の突合せ、質問等により実施する。
- (2) 科研費特別監査
前号の科研費通常監査の対象となったもののうち、概ね 10%以上を対象として、実際の購入物品の納品状況及び使用状況、出張、研究補助者等の勤務実態など事実関係の厳密な確認などを含めた調査を実施する。
- (3) 公的研究費監査
科学研究費助成事業を除く公的研究費を対象に前 2 号に準じて行う。
- (4) 部局等監査
各種帳票類の突合せ、質問等に加え、公的研究費の運営・管理体制に関わる関係者にヒアリングを行い、不正使用防止を含めた運営・管理体制の有効性及び効率性を検証する。
- (5) リスクアプローチ監査
不正使用が発生するリスク要因に着目した次のリスクアプローチ監査を実施する。
ア 研究者等の旅費の一定期間分抽出による出張（目的、内容、交通手段、宿泊場所等）に関するヒアリング

イ 非常勤雇用者を対象とした勤務実態（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリング

ウ 納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認

エ 研究計画に比して、予算執行が著しく遅れている研究者等へのヒアリング

オ 取引業者の帳簿との突合で、架空発注がないかの確認

(6) 臨時監査

必要に応じて理事長の命により行う。

- 2 監査の実施にあたっては、監事及び監査法人と連携し、その助言を活用することができる。

(監査結果)

第5条 内部監査室長は、監査終了後遅滞なく、監査報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の監査結果を踏まえて、必要に応じて最高管理責任者である学長に、公的研究費の運営・管理の改善を指示するものとする。

(所管)

第6条 公的研究費の監査は、内部監査室が所管する。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年3月25日から施行する（文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正（平成26年2月18日）に伴い、第2条対象、第3条監査区分、第4条監査対象及び方法、第5条監査結果、字句の見直し）。